

水戸市立笠原中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止全体計画

笑顔にあふれ、安心して生活できる学校を目指して!

【み】 みんなで話し合い
【と】 ともに勇気を持ち
【し】 信頼し合える仲間づくり

《水戸市いじめ防止等の対策に対する基本理念》

いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔いじめ防止対策推進法第2条第1項〕

本校の実態

- 大部分の生徒は、学校生活の約束を守って、明るく、素直に落ち着いた生活ができる。また、部活動に熱心に取り組む生徒が多い。
- 困難や苦しさに耐える気力にやや乏しく、ねばり強くやりぬく精神力に欠けるところがある。
- 毎年度、生徒からいじめられていると相談がある。早期に対応し解決をしているが件数は増加傾向にある。

めざす生徒像

自ら考え行動する意欲のある生徒

- 学び考える生徒
- 人間性豊かな生徒
- 健康でたくましい生徒
- 意欲・自主性のある生徒

めざす学校像

創意と活力に満ちた学校

- 確かな学力を高める学校
- たくましく豊かな生徒を育む学校
- 安全・安心な学校
- 地域・家庭に開かれた学校

笠中いじめ防止対策委員会

校長 教頭 生徒指導主事 学年主任 養護教諭 各学年生徒指導担当
スクールカウンセラー 心の教室相談員

いじめの未然防止

- ① 人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図った取組を推進する。
- ② いじめ防止に資する生徒による自主的な活動の取組の充実を図る。
- ③ インターネットや携帯電話（LINE等）に関する啓発活動の推進。

いじめの早期発見

- ① 「いじめの実態調査」を年6回実施することにより、いじめの早期発見と実態を適切に把握する。
- ② 保護者と連携するとともに、生徒の小さな変化に気付くことができるよう、教職員の危機管理意識を向上させる研修を実施する。
- ③ スクールカウンセラーや心の教室相談員、養護教諭等による相談体制を整備する。

いじめ解消

- ① いじめの事実を確認したときは、迅速かつ組織的に対応し、いじめを止めさせ、学校全体で再発防止に取り組む。
- ② いじめを受けた生徒、その保護者への支援を最優先に行うとともに、教職員全員の情報共有を行い、安心して学校に登校できる体制を作る。
- ③ いじめを行った児童生徒への指導及び支援とその保護者への助言を積極的に行う。
- ④ インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行う。また、必要に応じて、関係機関等の協力を求め早期に解消する。
- ⑤ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように、別室等で学習できる体制を組織的に構築する。
- ⑥ 犯罪に触れるいじめの行為については、警察等との連携を図る。

2 心の居場所となる学級・学校づくり

(1) いじめの四層構造の理解

いじめられる個人を意図的に孤立させようとする集団の構造が潜んでいる。

- いじめられる側
- いじめ側
- 観衆 → はやし立ておもしろがる存在
- 傍観者 → 周辺で暗黙の了解を与える存在

(2) 教師がすべき対応

- ① まず教師が「いじめは絶対に許さない」という強い認識を持つ
- ② いじめられる子どもの立場に立って対応する。
※ 「いじめられる側にも問題がある」と、絶対に教師はいつてはならない。なぜなら、いじめ側側の正当性を支持することになる。
- ③ 安定した学級経営がいじめ発見の最大の方策である。
→ 規律があり、安心ができる学級
→ 思いやりがあり、正義がとおる学級
→ 教室全体が、いじめを許さない雰囲気

(3) 『いじめのない学校づくり』を目指した取組

年間を通じて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的な生徒との触れ合いを通じた様子や変容の見取り ○ 毎月の職員会議での実態交流会：生徒の抱える課題の共有等 ○ 「いじめ根絶」や「生命」について取り扱った道徳授業の実施
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問（4月下旬及び随時） ・ いじめ把握のためのアンケート調査（2回） ・ 個別の教育相談：アンケートの結果を受けて（随時教育相談） ・ 人権教室の実施（第1学年） ・ 情報モラル講演会の実施（生徒・保護者参加） ・ 三者面談（夏休み）
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ把握のためのアンケート調査（2回）と個別の教育相談 ・ 人権集会の実施（全学年参加） ・ 親子ふれあい活動の実施（地域の方を講師に招いて）
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ把握のためのアンケート調査（2回）と個別の教育相談 ・ 二者面談，三者面談の実施 ◎ 次年度への方向付け：学校評価会議等において

3 いじめに対応する体制

【重大事態の定義】

- いじめにより生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<いじめ防止体制>



